

調査レポート

団塊世代の高齢化が及ぼす影響

～改正高年齢者雇用安定法に着目して～

過去には、「2007年問題」が注目を集めていたが、高年齢者雇用安定法の改正を受けて定年延長などの措置が採られたことで団塊世代の一斉退職は避けられた。2010年時点において、改正高年齢法によって60～64歳の就業者数は約47万人押し上げられたとみられる。

高齢者の雇用が確保された一方で、若年層の就業機会が奪われてしまっていた可能性があるが、労働市場における団塊世代の影響力が徐々に小さくなっている中で改正高年齢法の効果も一巡するとみられ、今後は若年雇用の改善が期待される。全体でみた労働力人口や就業者数は少子高齢化の進行に沿った形での緩やかな減少が続く見込みである。

2010年の雇用者全体の平均年収は380万円と、2005年と比べて5.7%減少した。このうち、団塊世代の高齢化や改正高年齢法の影響を背景に、年収が減少する60～64歳の雇用者の割合が高まったことによる押下げ寄与は-0.78%ポイント程度だったとみられる。

一方、高齢者の就業促進を受けて、無職者を含めた60～64歳全体の平均所得収入は1人あたり年間17万円程度増加した。改正高年齢法により就労年数が3年延びたと仮定すると、団塊世代全体でみた改正高年齢法による所得収入の押し上げ効果は3.4兆円と推計できる。一方、企業にとっては団塊世代の退職が緩やかにしか進まなかったことで、それに伴う企業の人件費削減効果は縮小した。

消費については、改正高年齢法の直接的な効果はそれほど大きくなかった。一方、定年年齢に達した際にいったん退職金を貰って退職した後に再雇用されている高齢者は多く、労働市場から退出した団塊世代に限ってみても、2006年から2010年の5年間で受け取った退職金は総額25.7兆円に上ると推計される。

退職金の大部分は住宅ローンの返済や貯蓄に回った可能性が高いが、一部は高齢者消費の拡大に寄与したとみられ、同期間で60～64歳の消費支出を総額3.5兆円程度押し上げていたと推計できる。今後は団塊世代を含め高齢者の本格的な退職が進むことで、これまで蓄えた賃金や退職金を使い始める可能性もあり、堅調な高齢者消費が国内消費をけん引していくことが期待される。

三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社

調査部 尾畠 未輝 (chosa-report@murc.jp)

〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2

TEL: 03-6733-1070

はじめに

2010年の総務省「国勢調査」によると、65歳以上人口が総人口に占める割合は23.0%、60歳以上人口では30.9%となっている。わが国の高齢化がますます進行している中、2012年には団塊世代（1947～1949年生まれ）がついに65歳を迎え始める。

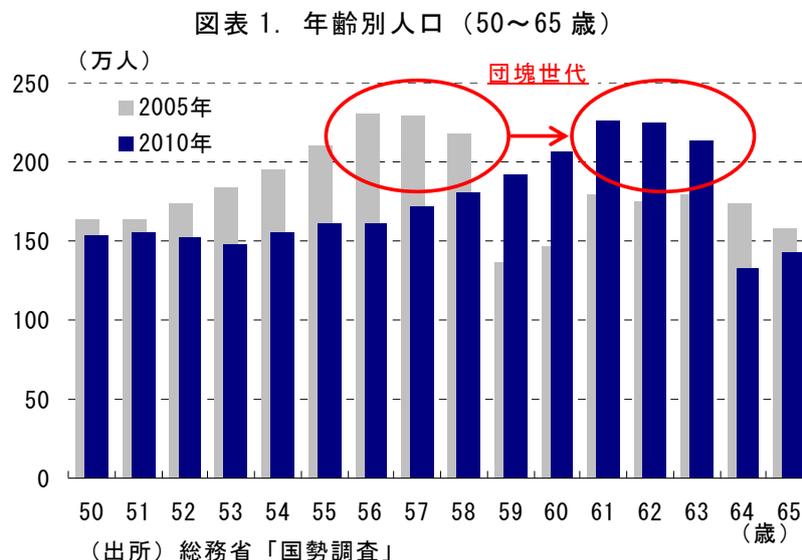
2010年時点における団塊世代の人口は668.9万人、総人口に占める割合は5.2%と、その影響力は依然として大きい。2007年に団塊世代が60歳を迎え始めた時も経済に大きな影響を与えるのではないかと言われていたが、実際はどうであったのか。本稿では、改正高年齢者雇用安定法の効果に着目しながら、とくに雇用、賃金、消費について、団塊世代を中心とした高齢者がこれまでに及ぼした影響を分析した上で、今後与える影響について考察する。

1. 「2007年問題」の結末と今後の労働市場

（1）懸念された「2007年問題」

今から5年前、いざなぎ超えと言われた戦後最長の景気回復期の中で「2007年問題」が注目を集めていた。「2007年問題」とは、団塊世代が当時の一般的な定年年齢であった60歳に達することで多くの退職者が発生し、深刻な人手不足に陥るのではないかと危惧された問題である（図表1）。とくに、団塊世代には高度な熟練技術を有する人が多かったため、大量退職に伴い知識やノウハウが流出してしまうことに対する懸念も強かった。

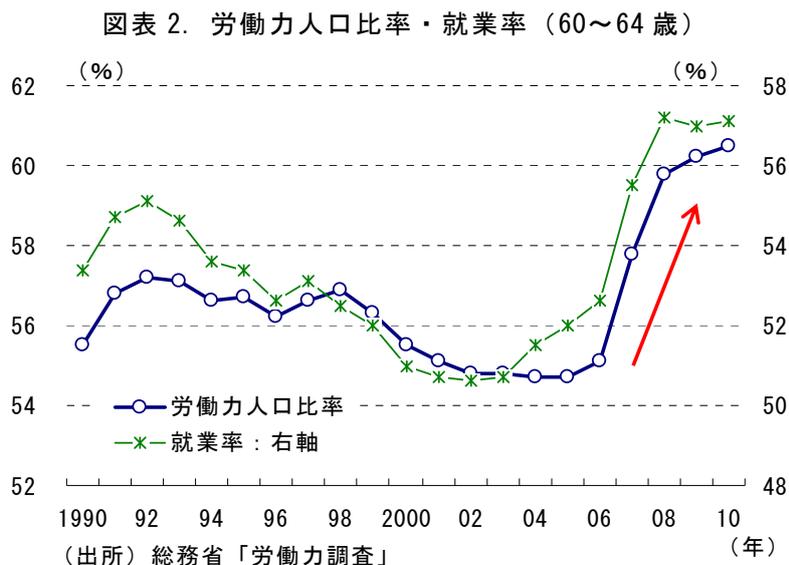
しかし、結果的には「2007年問題」が経済に大きな悪影響を及ぼすことはなかった。とくに労働需給の逼迫が顕在化しなかった背景には、高年齢者雇用安定法が改正されたことがある。



(2) 改正高年齢者雇用安定法の効果

2004年12月、少子高齢化の進行を受けて「改正高年齢者雇用安定法」(以下、改正高齢法)が施行された。年金支給開始年齢の引上げに合わせ、65歳までの雇用の確保を目指し、2013年度までの間に様々な対策が段階的に採られることになったのである。具体的には、2006年4月以降、①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止、のいずれかの措置を講じることが事業主に義務付けられた。②継続雇用制度には、定年年齢に達した雇用者を引き続き雇用する「勤務延長制度」と、いったん退職させた後再び雇用する「再雇用制度」がある。

この改正高齢法により、2000年代後半に60～64歳の雇用環境は大きく向上した。まず、60～64歳の労働力人口比率と就業率¹をみると、2007年および2008年に大幅に上昇している(図表2)。2000年代前半の労働力人口比率は55%程度、就業率は50%程度だったが、2010年時点にはそれぞれ60.5%、57.1%となっている。



また、2005年は442万人だった60～64歳の就業者数は、2010年には564万人へと増加している(図表3)。この122万人の増加は、①団塊世代が含まれたことで対象人口そのものが増えたことによる押し上げ効果(+約75万人)、②改正高齢法による押し上げ効果(+約47万人)という二つの要因に分けることができる。本来なら2000年代後半に起こるはずだった団塊世代の退職は、この改正高齢法の施行によって一部が先送りされた。また、各種の措置が段階的に採られたことで、労働力が市場から一斉に流出する事態にはならなかったのである。

¹ 労働力人口比率 = 各人口に占める労働力人口 (= 就業者 + 完全失業者) の割合
 就業率 = 各人口に占める就業者の割合

図表 3. 労働市場の推移 (2005年→2010年)

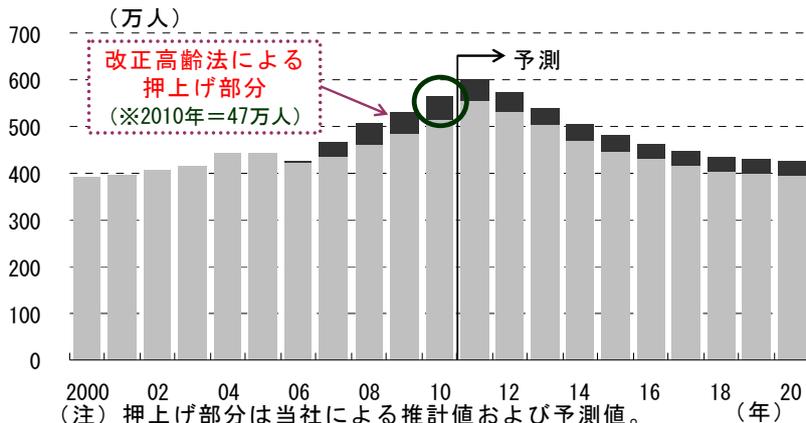
(万人)	[参考]	60~64歳	
	55~59歳	2005年時点	2010年時点
人口	1,012	850	988
労働力人口	776	465	598
就業者	747	442	564
雇用者	605	317	440
正規	357	107	155
非正規	167	157	220
失業者 + 非労働力人口	265	408	424

押し上げ分の算出方法
 60～64歳の就業率が2000～2005年のトレンドで2006年以降も推移したと仮定して、2010年の同年齢の就業者数を算出し、実績との差を「改正高齢法による押し上げ分」とする。
 2005年の60～64歳就業者数と、2010年の60～64歳就業者数の差(122万人)のうち、「改正高齢法による押し上げ分」以外を「人口の増加に伴う押し上げ分」とする。

◆人口の増加に伴う押し上げ分
 =約75万人
 ◆改正高齢法による押し上げ分
 =約47万人

(注)斜体部分には団塊世代が含まれる。
 非正規は、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員・嘱託、その他。当社による推計値。
 (出所)総務省「国勢調査」、「労働力調査」

図表 4. 就業者数 (60～64歳)



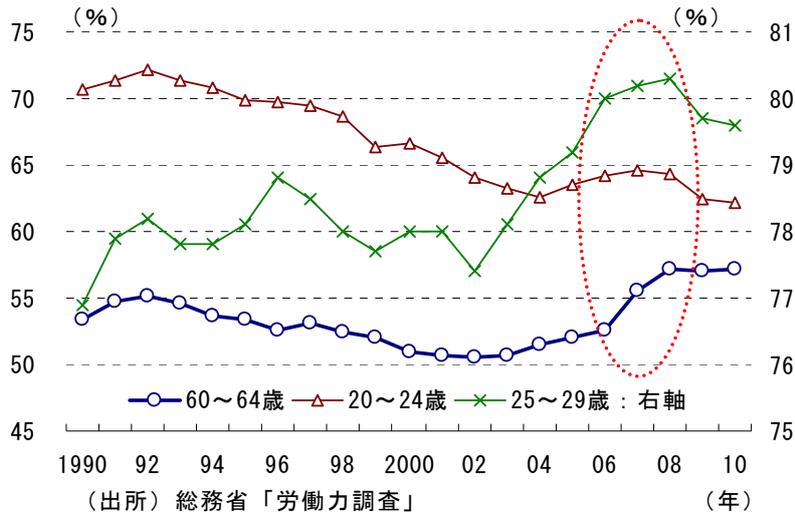
(注) 押し上げ部分は当社による推計値および予測値。
 算出方法は図表3と同じ。
 (出所) 総務省「労働力調査」、
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計」

それでは、この改正高齢法が労働市場に対して与えた影響は高齢者雇用を拡大させる効果だけだったのだろうか。実際には、高齢者にとっては既存の雇用が守られた一方で、新たに労働市場に入ろうとしていた若年層にとっては就業機会を奪われてしまっていた可能性がある。2000年代に入ってから上昇傾向が続いていた20～24歳および25～29歳の就業率は、60～64歳の就業率が大きく上昇した2007年、2008年にかけて伸びが一服している(図表5)。高齢法の改正以降、高齢者の雇用確保のために、新卒採用を中心とした若年雇用の抑制圧力は続いていたとみられる。例えば2010年度についてみると²、大学や高校などの卒業者のうち就職希望者は約76.8万人だったが、就職者数は約69.3万人にとどまっ

² 厚生労働省、文部科学省「大学等卒業者の就職状況調査」、「高校・中学新卒者の就職内定状況等」取りまとめ

ている。学校を卒業しても就職できていない若者が7万人以上も存在していたのだ。さらに、2008年に発生したリーマンショックに伴う急速な景気の落ち込みを受けて、その後の雇用情勢は大きく悪化した。2009年の就業者数は、全体では前年と比べて100万人以上減少している中、60～64歳に限ってみると23万人増加しており、雇用調整のしわ寄せはとくに若年層に集中していた可能性がある。

図表 5. 就業率

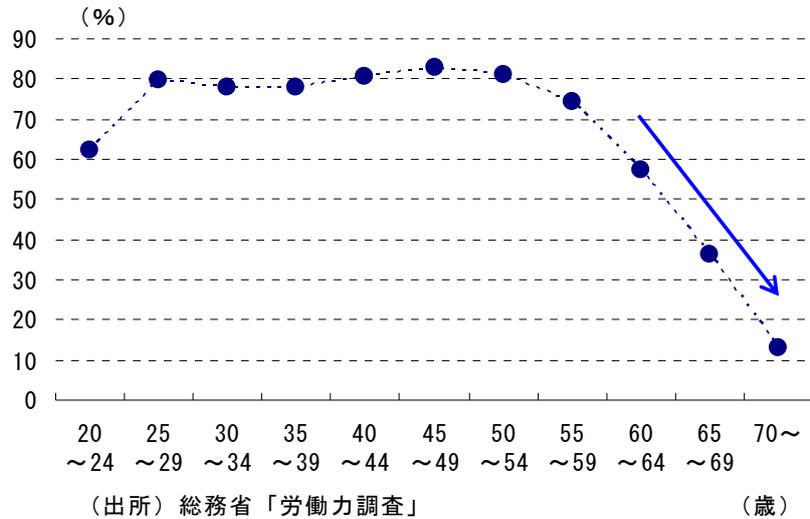


(3) 新たに意識される「2012年問題」

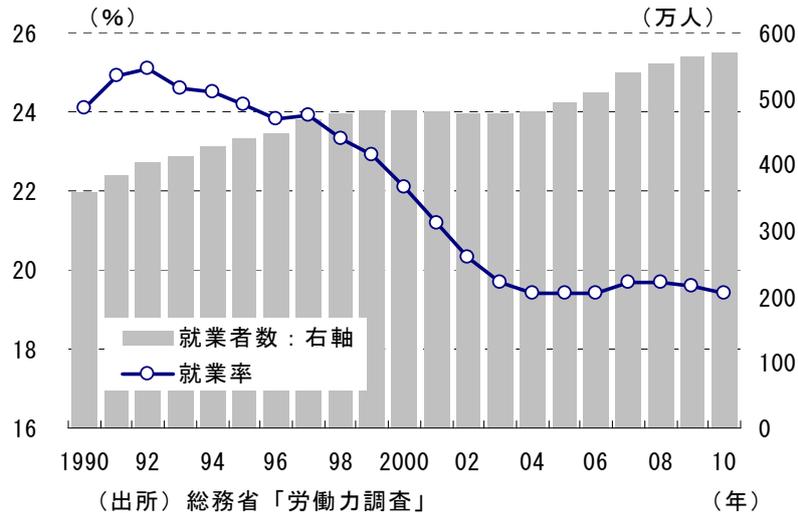
とはいえ、ひと先ずは労働市場において「2007年問題」という懸念が現実のものとなることは、高齢法の改正によって免れた。しかし今年、団塊世代は延長された定年年齢である65歳に達し始める。先送りされていた団塊世代の退職がついに本格的に表れることで、今度は「2012年問題」を引き起こすのではないかという指摘もある。

65歳以上の就業率は60～64歳と比べて水準が低く（図表6）、法改正の後も上昇傾向はみられない（図表7）。年齢が上がるにつれ団塊世代の就業者数はさらに減少していくことは確実である。さらに、段階的に進められてきた定年延長などの措置が2013年度には完了し押し上げ効果が剥落してくるため、追加的な就業者数の増加は見込めなくなる。

図表 6. 就業率 (2010 年)

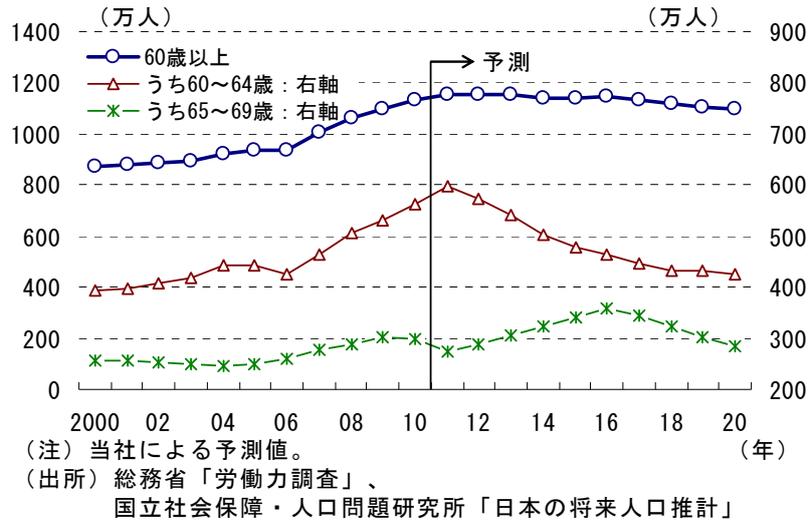


図表 7. 就業者数・就業率 (65 歳以上)



しかし、2005 年には約 500 万人だった団塊世代の就業者数は、2010 年で既に 380 万人程度まで減少したとみられ、労働市場における影響力は徐々に小さくなっている。また、1990 年以降は、就業率の低下にもかかわらず、65 歳以上人口が増加していたことを受けて、同年齢の就業者数は増加基調を維持していた。2010 年時点で 380 万人程度だった団塊世代の就業者は、65 歳を迎えて一斉に仕事を辞めるわけでもない。60 歳以上全体でみても、人口は 2040 年頃まで増加傾向が続くと見込まれるため、就業率が急低下しない限り、就業者数は横ばいで推移する公算だ (図表 8)。

図表 8. 就業者



また、定年延長などの動きが一巡することで、これまで抑制されていた若年層の雇用が増えていく可能性もある。もっとも、長引く低成長の下で労働需要が低迷し、若年層を中心に失業率が依然として高止まりしているような状況では、団塊世代を含めた高齢者の退職を原因として、労働需給が目に見えて引き締まる可能性は低いだろう。今後、全体でみた労働力人口や就業者数は、少子高齢化の進行に沿った形での緩やかな減少が続く見込みである。

2. 高齢者の雇用促進を受けた賃金の動向

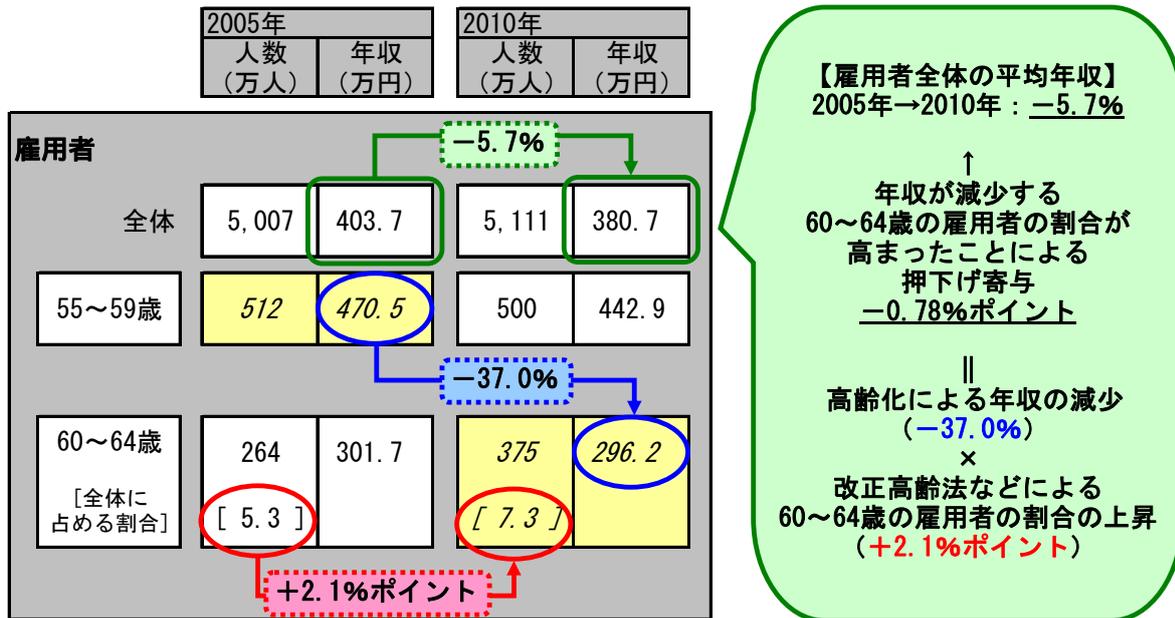
(1) 改正高齢法によって高齢者および全体の平均賃金は低下

定年の引上げや継続雇用制度の導入などの対策は、60～64歳を中心とした雇用の促進を通して所得にも影響を与えた。通常、賃金は入社後年齢とともに上昇し、50歳代で最も高くなった後は低下していく。とくに定年前後における平均賃金の格差は大きい。厚生労働省「賃金構造基本調査」によると、2011年時点の平均年収（一般労働者、事業所規模10人以上）は470.9万円であるが、55～59歳では541.5万円であるのに対し、60～64歳では382.6万円となっている。

それまで高い年収を受け取っていた団塊世代が順次60歳に達する中、改正高齢法によって60歳代になっても低い年収で働く人が増えることは、高齢者および全体でみた平均賃金を押下げる効果を持った。

雇用者（除く役員）についての具体的な数値でみると、団塊世代が含まれる2005年55～59歳の年収は470.5万円であったが、改正高齢法が改正される中で60歳を越えた後、2010年60～64歳の年収は296.2万円と4割近く減少している。一方、60～64歳の雇用者数は、定年延長などの効果と団塊世代が対象に加わったことが相まって、2005年の264万人から2010年の375万人へと増加し、全体に占める割合は2.1%ポイント上昇した。また、60～64歳の雇用者の平均年収は2005年の301.7万円から2010年は296.2万円まで減少しているが、雇用者全体でみても平均年収は、2005年（403.7万円）と比べて2010年（380.7万円）は5.7%減少している。この減少幅－5.7%のうち、団塊世代の高齢化や改正高齢法の影響を背景に、年収が減少する60～64歳の雇用者の割合が高まったことによる押下げ寄与は－0.78%ポイントと推計される（図表9）。もっとも、今後はこれらの効果は一巡してくるため、雇用者全体の賃金に対する下押し圧力は和らぐものとみられる。

図表 9. 年収の推移（雇業者、2005年→2010年）



(注) 斜体部分には団塊世代が含まれる。役員を除く。当社による推計値。
 (出所) 総務省「国勢調査」「労働力調査」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(2) 押し上げられた高齢者の平均所得収入

一方、60～64歳全体でみた平均所得収入に着目すると、60歳を過ぎて無職となる人が減ったことに加え、高い賃金水準のまま働く人が増えたことによって、水準は押し上げられた。2005年と比べて、2010年には60～64歳の人口に占める就業者の割合（就業率）が5.1%ポイント上昇しているだけでなく、同年齢の就業者に占める正規雇業者の割合も27.5%（2005年比+3.3%ポイント）まで高まっている。前節でみたように、60～64歳の雇業者（除く役員）に限ってみると、2005年と比べて2010年の平均年収は減少した。しかし、無職者を含めた60～64歳人口全体でみると、2005年の平均所得収入は157.6万円だったが、正規雇業者を含め給与を得る人の割合が上がったことで、2010年の平均所得収入は174.6万円に増加している（図表10）。

ここで、定年延長などの措置が無かった場合、2010年の60～64歳全体の平均所得収入は158万円程度であり、高齢法の改正によって約17万円押し上げられたと推計できる（図表11）。個人の一生でみると、就労年数が長くなれば、その分だけ生涯所得が増加することに繋がる。例えば、改正高齢法によって就労年数が3年間長くなると仮定すれば、1人当たり生涯収入は51万円（=17万円×3年間分）増加したと捉えることができる。また、2005年時点における団塊世代の人口が678万人だったことから考えると、高齢法が改正されたことによる団塊世代全体の所得収入の押し上げ効果は約3.4兆円（=51万円×678万人分）と推計できる³。

³ 除く退職金の影響

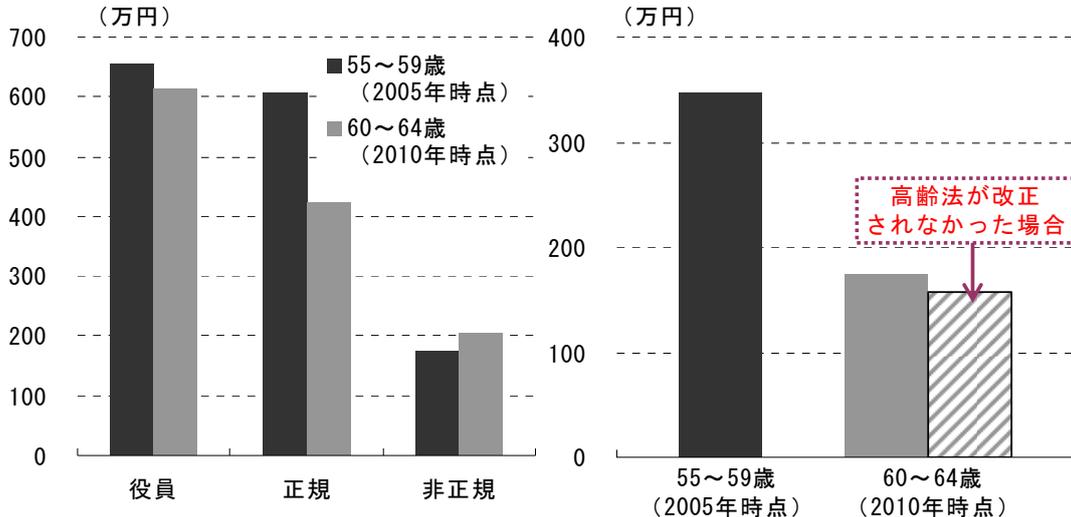
図表 10. 年収の推移 (2005年→2010年)

	[参考] 55～59歳		60～64歳		2010年時点	
	2005年時点 人数 (万人)	年収 (万円)	2005年時点 人数 (万人)	年収 (万円)	人数 (万人)	年収 (万円)
就業者	747		442		564	
役員	93	654.9	53	654.9	65	611.4
雇用者	605	470.5	317	301.7	440	296.2
正規	351	605.9	107	454.3	155	425.7
非正規	161	175.3	157	197.7	220	205.5
[参考] その他の就業者	216		178		191	
無職者	265	0.0	408	0.0	424	0.0
年齢別人口 (全体平均)	1,012	346.9	850	157.6	988	174.6

(注) 斜体部分には団塊世代が含まれる。役員は年度の値、全年齢の平均値。当社による推計値。

(出所) 総務省「国勢調査」「労働力調査」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、国税庁「民間給与実態統計調査」

図表 11. 年収



高齢法が改正されなかった場合の推計方法
 正規、非正規それぞれの雇用者数および全体の雇用者数について、2005年55～59歳 2005年60～64歳の減少率を用いて、2005年55～59歳を元に2010年60～64歳を算出。役員は「雇用者 - (正規 + 非正規)」。
 正規、非正規、役員それぞれの年収は実績値を用いて、全体の平均年収を算出。

(注) 高齢法が改正されなかった場合は当社による推計値。

役員は年度の値、全年齢の平均値。

正規、非正規は事業所規模10人以上。正規は一般労働者のうち正社員・正職員。

非正規は一般労働者のうち正社員・正職員以外、短時間労働者、臨時労働者。

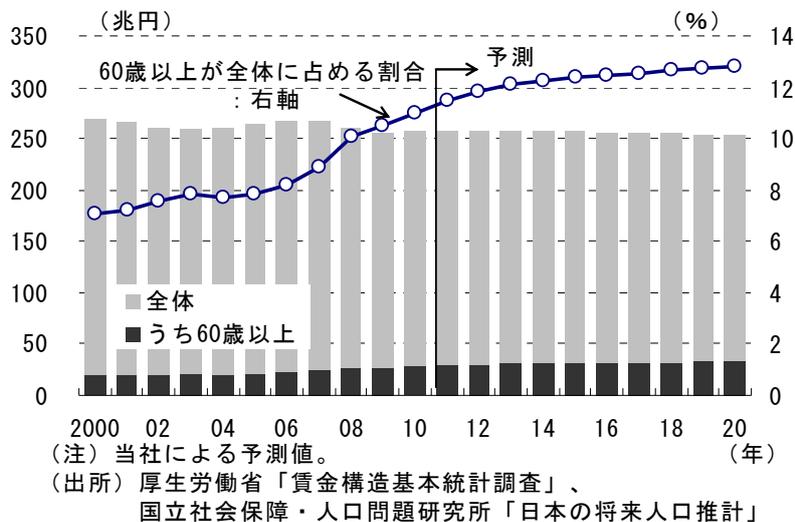
(出所) 国税庁「民間給与実態統計調査」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(3) 企業の人件費負担は増加

逆に企業側からみると、「2007年問題」は雇用と人件費を減らす契機となるはずであった。2005年時点で、一般労働者（事業所規模10人以上）全体の平均年収は487.5万円であったのに対し、55～59歳平均では561.6万円と水準が高い上、団塊世代の人件費⁴が総人件費に占める割合は8%強だったとみられる。賃金が高い世代の退職が進むことは、企業にとっては人件費負担が軽減する効果がある。しかし、団塊世代の退職が緩やかにしか進まなかったことで、企業の人件費押下げ効果は縮小した。60歳以上の人件費が総人件費に占める割合は、2000年代以降上昇傾向が続いているが、とくに2007年には前年比+2.1%ポイント（10.0%）と伸び率が高まった（図表12）。

今後も、高齢化の進行を背景に企業の高齢者に対する人件費負担はますます重くなっていくだろう。先送りされていた団塊世代などの退職は進むとみられるものの、高齢者人口そのものが増加する中で、60歳以上の人件費が総人件費に占める割合は、2020年には12.8%まで上昇する見込みである。ただし、企業のコスト抑制姿勢は根強いいため、名目賃金は緩やかな伸びにとどまり、総人件費は増えにくい状況が続くとみられる。

図表12. 人件費



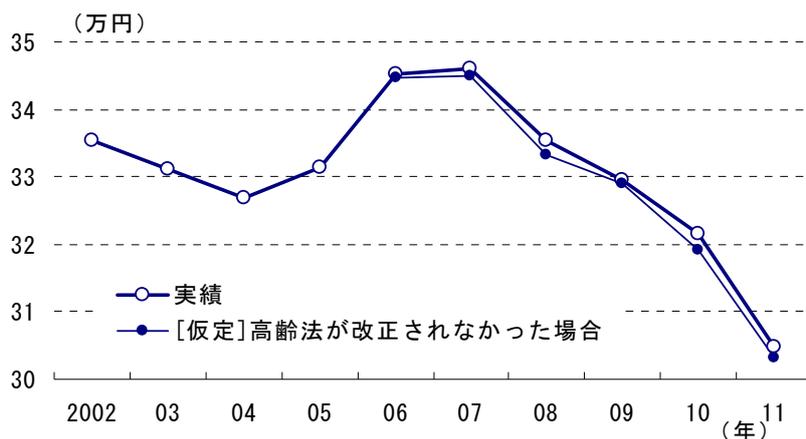
⁴ 年収×労働者数

3. 国内消費に及ぼす影響

(1) 退職に伴う高齢者の消費動向

それでは最後に、65歳までの雇用の確保が進められたことによって、国内消費にはどのような影響があったのかをみてみたい。総務省「家計調査」によると、2011年の消費支出（総世帯、1世帯あたり月平均）は、勤労者世帯で275,991円、非勤労者世帯で218,733円となっている。一般的に、無職の人よりも働いている人の方が消費水準は高い傾向があり、高齢者の就業が進むことは所得の増加を通じて消費を押し上げる効果を持つと考えられる。だが、高齢者では勤労者と非勤労者の間の消費支出金額の差が小さいこともあって、定年延長などによる消費の押し上げ効果はほとんど無かったと推測する（図表13）。

図表 13. 消費支出（60～64歳、1世帯あたり月平均）



(注) 対象は総世帯。高年齢法が改正されなかった場合は当社による推計値。

(出所) 総務省「家計消費状況調査」

高年齢法が改正されなかった場合の推計方法

60～64歳の勤労者世帯と非勤労者世帯の構成比が2002～2005年の平均値で2006年以降も推移したと仮定して、各世帯の消費支出の実績を用いて、全体の消費支出を算出。

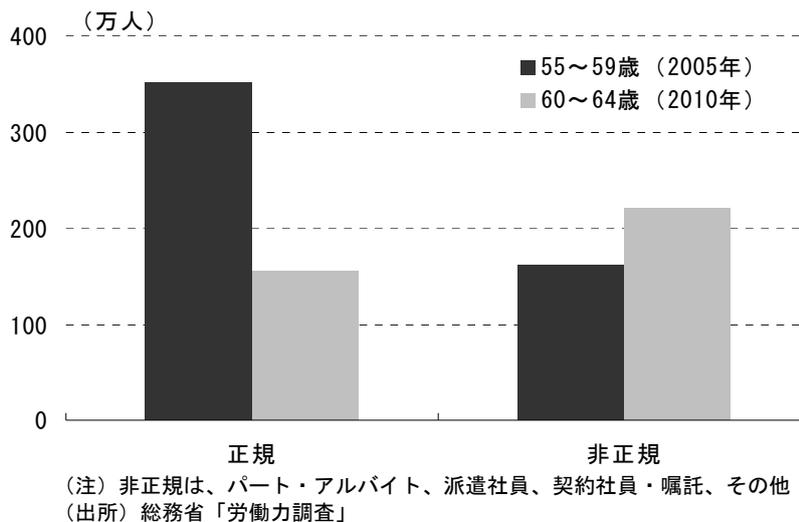
「2007年問題」が注目された際には、退職金を受け取った団塊世代による消費の活性化が期待された。実際、改正高年齢法によって団塊世代の一斉退職が避けられたにもかかわらず、ここ数年の間に団塊世代を中心に多額の退職金が支払われており、60～64歳を中心に高齢者の消費を押し上げていたものとみられる。総務省「民間企業における退職給付制度の実態に関する調査」⁵によると、2011年時点において65歳までの雇用の確保への対応として定年の定めを廃止した企業は皆無であり、定年を上げたり勤務延長制度を導入したりしている企業もそれぞれ全体の1割程度にとどまっている。一方、再雇用制度を導入して

⁵平成23年度は株式会社インテージリサーチへの委託

いる企業は9割にも上っており、定年年齢に達した雇用者はいったん退職金を貰って退職した後、従来とは異なる形態で再雇用されている可能性が高い。2005年から2010年にかけて定年前後の雇用形態別雇用者数の推移を見ると、それまで正社員（正規雇用）だったが定年を機に嘱託社員など（非正規雇用）で働くようになった人が多数存在していることが伺える（図表14）。

こうした背景には、企業は高齢法の改正を受けて定年延長などの措置を講じた一方、「選択定年制」を設けていることが挙げられる。選択定年制とは「早期退職優遇」とも呼ばれ、定年年齢に達する前に雇用者自らが退職を申し出た場合、主に退職金の面で優遇が受けられる制度である。中央労働委員会「賃金事情等総合調査」によると、2011年時点で企業の半数以上が選択定年制を導入しており、うち9割近くが「退職一時金の優遇措置」を採用している。このため、従来の定年年齢である60歳を超えて働いている人の中には、既にいったん退職をしており、その際に退職金を受け取っている人も多いと考えられる。

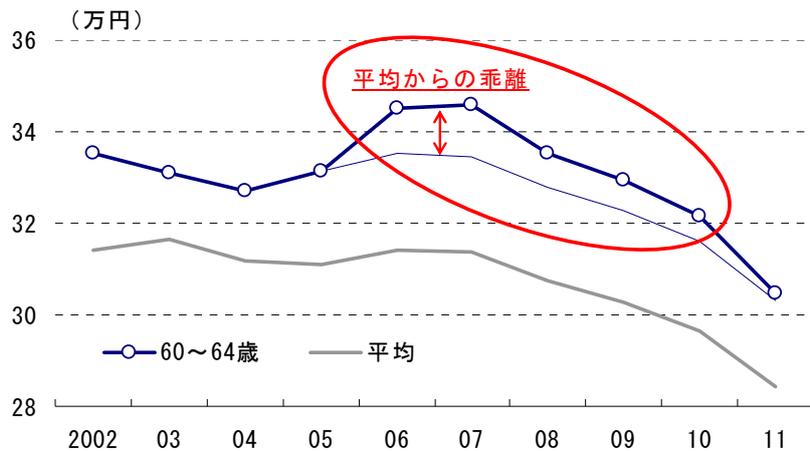
図表 14. 雇用者数



定年退職に伴う退職金は、例えば2006年度では1人あたり平均2208.3万円となっており、個人の高齢者が手にする額としては非常に大きい。さらに、労働市場から退出した人に限っても、2006年から2010年にかけて団塊世代の退職者は120万人程度とみられ、受け取った退職金は総額25.7兆円にもなると推測できる。

2007年前後は、60～64歳の消費支出が平均と比べて一時的にやや盛り上がっていた（図表14）。もっとも、2006年から2010年にかけて押上げられていた60～64歳の消費は総額約3.5兆円と推計され、団塊世代が受け取った退職金の金額と比べると小さい。退職金は貯蓄に回されたり住宅ローンの返済に充てられたりした部分が大きく、すぐに消費の拡大に寄与する効果は限定的だったとみられる。

図表 14. 消費支出（1世帯あたり月平均）



(注) 対象は総世帯。平均からの乖離は当社による推計値。(年)
(出所) 総務省「家計消費状況調査」

平均からの乖離の推計方法
2006年以降、60～64歳の消費支出が、全体の消費支出と同じ伸び率で推移したと仮定して算出。

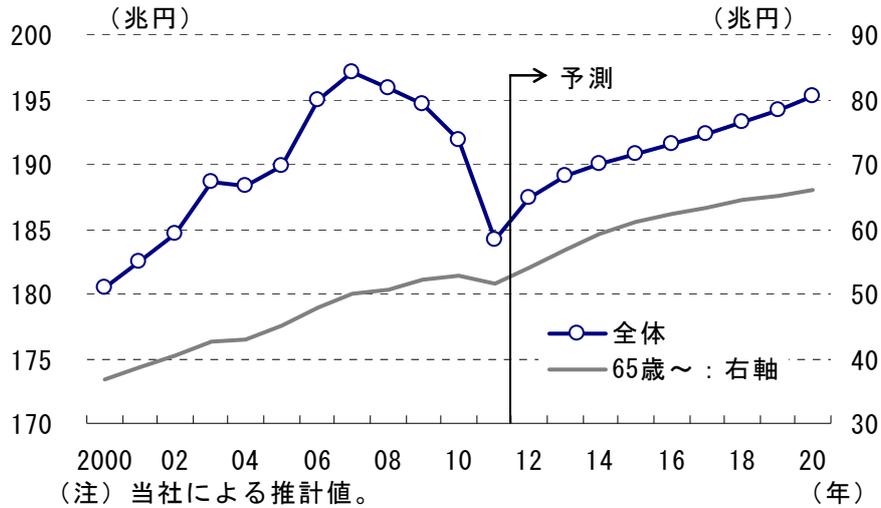
今後は、退職金の受取りによる消費の押し上げ効果は一巡してくる可能性がある。しかし、既に退職金を貰ったが働き続けている人が本格的に仕事を辞めることに伴い、これまで蓄えていた賃金や退職金を使い始めることが考えられる。先に述べたように、団塊世代に限っても改正高齢法によって所得収入(除く退職金)は3.4兆円程度押し上げられていたとみられ、65歳以上を中心とした高齢者消費を下支えすると見込まれる。

(2) 底堅い高齢者消費が全体をけん引

近年では、高齢化の進行とともに、こうした高齢者の消費が国内消費全体に及ぼす影響力は増してきている。総務省「家計消費状況調査」などを元に、65歳以上の消費が消費支出全体に占める割合を試算すると、2000年は20.4%だったが、2011年には27.9%となっており、2020年には33.8%まで上昇するとみられる。

前節でみたように、足元における高齢者の消費支出の高まりは退職金の受取りによる一時的なものかもしれない。しかし、高齢者消費は雇用や所得環境の変化という影響を受けにくい分、基本的に動きは底堅い。リーマンショックや東日本大震災の後も、国内消費全体と比べると、高齢者消費の落ち込みは軽微にとどまっていた。今後も、高齢者の消費支出は食料や保健医療などを中心に堅調な増加が見込まれ、国内消費全体を下支えするだろう(図表16)。

図表 16. 個人消費



(注) 当社による推計値。
 (出所) 総務省「家計消費状況調査」、総務省「住民基本台帳」
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計」

- ご利用に際して -

- 本資料は、信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡下さい。